

平成 27 年 度

# 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

# 目 次

## 平成27年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容	1
2 主な用語の説明	1

## 調査結果の概要

1 調査・集計対象	3
2 初任給	3
3 賃金	3
4 年間の休日・休暇	4
5 育児休業制度	4
6 子の看護休暇制度	5
7 介護休業及び介護休暇制度	5
8 高年齢者の雇用について	6
9 非正社員の活用について	6
統計表	7
調査票	21

# 平成27年度賃金等労働条件実態調査

## 1 調査の内容

### (1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

### (2) 調査の時期

平成27年7月31日現在

### (3) 調査の対象

県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業の6業種の常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は平成24年の経済センサスー活動調査を参考として、産業別（一部中分類）・規模別に抽出した。

### (4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 737事業所（回収率52.6%）

調査票別掲

調査方法 郵送調査

### (5) 調査項目

#### ① 新規学卒者の初任給……平成27年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒……事務系・生産職別

高専・短大卒……事務系・技術職別

大 学 卒……事務系・技術職別

#### ② 賃金

#### ③ 労働時間、休日・休暇

#### ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度

#### ⑤ 高年齢者雇用

#### ⑥ 非正社員の雇用管理

## 2 主な用語の説明

### (1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

### (2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をI～Vに分類した。

I 規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

- II規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業
- III規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業
- IV規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業
- V規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

\* 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

平成27年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(5) 就業形態

就業形態	説 明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
非正社員	正社員以外の労働者（契約社員、臨時的雇用者、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他）をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用（日雇）している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。（雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む）
短時間のパートタイマー	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者。（雇用期間が1ヶ月を超えるアルバイト含む）
その他のパートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
派遣労働者	労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

〔－〕 …… 該当のないもの

〔0〕 …… 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、平成24年の経済センサスー活動調査を参考として抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

# 調査結果の概要

## 1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

- (1) 調査対象事業所は、県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業の6業種で常用労働者数10人以上を雇用する1,400事業所である。
- (2) 集計対象調査票回収数は737事業所（回収率52.6%）であった。
- (3) 集計の対象となった常用労働者数は、58,389人であった。

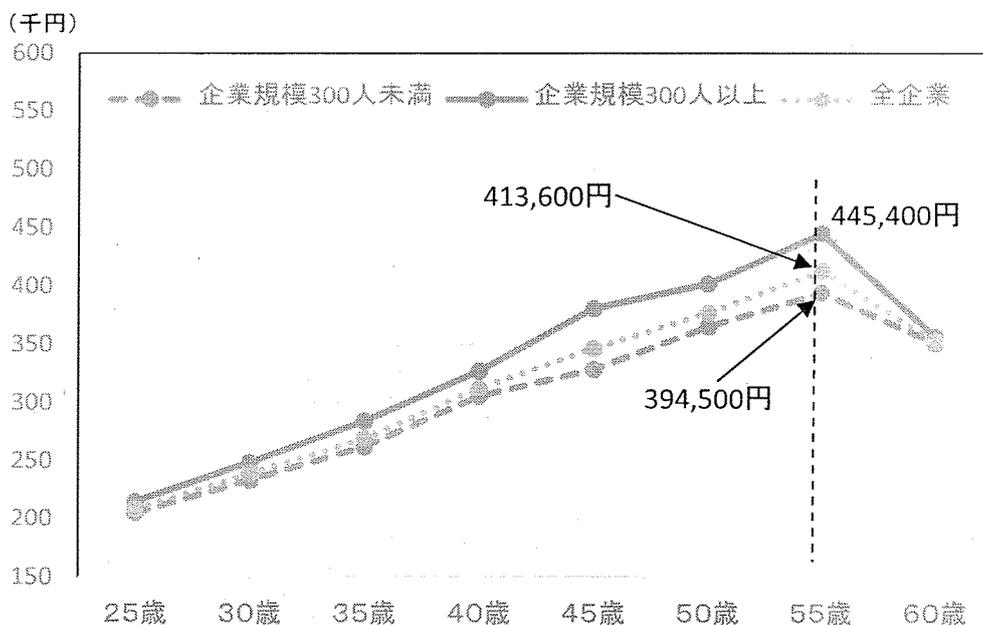
## 2 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、中学校卒業者は146,000円、高校卒業者の事務職等は158,900円、生産職は162,100円、短大・高専卒業者の事務職等は169,100円、技術職は176,200円、大学卒業者の事務職等は186,800円、技術職は193,100円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

## 3 賃金〔第4表、第5表、第6表〕

50歳～55歳に賃金のピークがある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

【図1】大卒正社員の年齢別賃金（企業規模別）

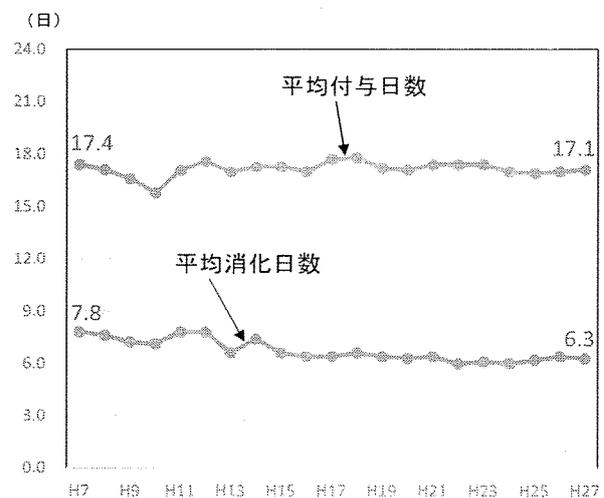


#### 4 年間の休日・休暇〔第9表、第10表、第11表、第5図、第6図、第7図〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で108.5日、年次有給休暇の計画的付与を実施している事業所は23.7%であり、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均17.1日、消化日数は平均6.3日であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で108.5日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の1.1%、「70～79日」は2.0%、「80～89日」は6.8%、「90～99日」は15.1%、「100～109日」は26.3%、「110～119日」は19.3%、「120日以上」は29.4%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で17.1日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で6.3日であり、ここ20年間はほぼ横ばい。(図2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移（H7～H27）



#### 5 育児休業制度〔第12表、第13表、第14表、第15表〕

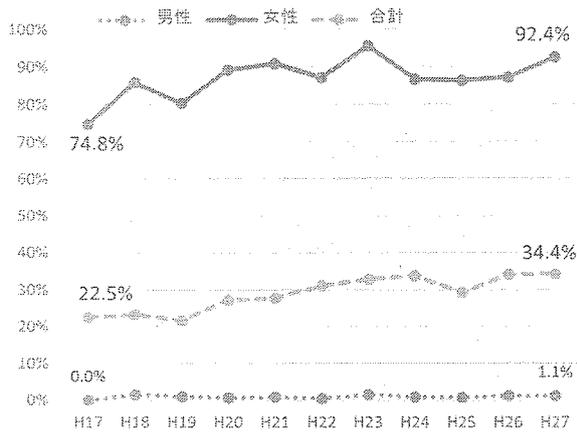
※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度  
(一定の場合には、子が1歳6か月に達するまでの間、取得することができる)

育児休業制度について、89.6%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が92.4%、男性は1.1%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は76.4%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は78.7%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、660事業所（89.6%）であり、これを企業規模別にみると従業員数101人以上は99.3%、従業員数100人以下は83.7%であった。

また、集計対象事業所において、平成26年度に出産または配偶者が出産した人は1,659人、うち育児休業を取得した人は570人、取得率は34.4%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は1,055人で、そのうち育児休業を開始した人は12人、取得率は1.1%、女性では出産した人が604人で、そのうち育児休業を開始した人は558人、取得率は92.4%であった。

【図3】男女別育児休業取得率の推移（H17～H27）



ト上昇したが、男性の取得率は、ほとんど変化がみられない。(図3)

さらに、育児を行う者のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは563事業所(76.4%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは580事業所(78.7%)となった。

育児休業の取得率について、10年前(平成17年度)と比較すると、女性では74.8%から92.4%と17.6ポイント上昇し、全体でも22.5%から34.4%と11.9ポイント

## 6 子の看護休暇制度〔第16表、第17表〕

※ 子の看護休暇制度とは、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、73.8%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、542事業所(73.8%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は92.7%、従業員数100人以下は62.6%であった。

また、対象となる子の範囲は、「就業規則等への定めあり」と回答した事業所の中では「小学校に入学するまで」が最も多く、集計対象事業所において平成26年度に子の看護休暇を取得した労働者は、男性60人、女性312人、計372人であった。

## 7 介護休業及び介護休暇制度〔第18表、第19表、第20表、第21表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回休業することができる制度(期間は通算して93日まで)であり、介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度(対象となる家族が1人…年5日、2人以上…年10日)

介護休業制度については85.4%、介護休暇制度については76.4%の事業所が就業規則等で規定している。

(1) 介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、628事業所(85.4%)であり、これを企業規模別にみると従業員数101人以上は97.5%、従業員数100人以下は78.2%であった。

また、集計対象事業所において、平成26年度に介護休業を取得した人は男性5人、女性23人、計28人であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は520事業所(70.6

%)、最も多く措置されているのは「1日の所定労働時間を短縮する制度」で456事業所(61.9%)、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が158事業所(21.4%)であった。

(2) 介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、561事業所(76.4%)であった。これを企業規模別にみると改正育児・介護休業法により平成24年6月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は93.1%であるのに対し、平成24年6月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は66.4%となっている。

## 8 高齢者の雇用について〔第22表〕

高齢者を雇用している事業所は、全体の70.5%であり、雇用形態としては「パートタイマー」が最も多い。

平成26年度において、高齢者を雇用しているのは、514事業所であり、その雇用形態としては、「パートタイマー」が277事業所で最も多く、次いで「契約社員」が165事業所、「正社員」が156事業所、「その他」が50事業所となっている。

## 9 非正社員の活用について〔第23表、第8図、第9図〕

非正社員の正社員化については、「その他のパートタイマー」「契約社員」「派遣労働者」の就業形態において、「積極的に正社員化を進めていきたい」または、「個人の能力を見極めて正社員化したい」と正社員化を検討する事業所の割合が比較的高い。

非正社員の正社員化について、「その他のパートタイマー」では70.2%、「契約社員」では67.9%、「派遣労働者」では59.3%が「積極的に正社員化を進めていきたい」または、「個人の能力を見極めて正社員化したい」と回答し、正社員化を検討している事業所の割合が比較的高かった。

平成26年度において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、155事業所となっている。また、その人数は、448人であり、契約社員が239人と最も多かった。

非正社員を活用している理由について、就業形態ごとにみると、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が61.9%、臨時的雇用者及び派遣労働者では「一時的(臨時・季節的)な繁忙期に対応するため」がそれぞれ56.7%、43.1%、短時間パートでは「1日・週の仕事の繁忙に対応するため」が38.7%、その他パート及び出向社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」がそれぞれ40.3%、50.8%と最も高い数値を示した。

# 統 計 表

第1表 集計対象事業所

( )は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	I ~ IV (10~299人) 規模					V 規模 300人以上
		小計 10~299人	I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	737 (100.0)	624 (84.7)	197 (26.7)	137 (18.6)	125 (17.0)	165 (22.4)	113 (15.3)
建設業	91 (12.3)	86 (11.7)	40 (5.4)	24 (3.3)	10 (1.4)	12 (1.6)	5 (0.7)
製造業	161 (21.8)	132 (17.9)	38 (5.2)	23 (3.1)	34 (4.6)	37 (5.0)	29 (3.9)
卸売・小売業	155 (21.0)	127 (17.2)	39 (5.3)	32 (4.3)	25 (3.4)	31 (4.2)	28 (3.8)
金融・保険業	28 (3.8)	18 (2.4)	2 (0.3)	4 (0.5)	3 (0.4)	9 (1.2)	10 (1.4)
運輸・通信業	50 (6.8)	39 (5.3)	8 (1.1)	10 (1.4)	5 (0.7)	16 (2.2)	11 (1.5)
サービス業	252 (34.2)	222 (30.1)	70 (9.5)	44 (6.0)	48 (6.5)	60 (8.1)	30 (4.1)

※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種の初任給(産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高校卒	
		管理職 事務職 販売職	生産職
全産業	146,000 <sup>(円)</sup>	158,900 <sup>(円)</sup>	162,100 <sup>(円)</sup>
建設業	155,900	163,000	168,200
製造業	143,100	160,900	161,600
卸売・小売業	146,500	163,800	164,000
金融・保険業	—	147,500	—
運輸・通信業	146,100	160,600	170,200
サービス業	143,700	153,500	156,300

※ 百円未満は切り上げています。

※ 「—」は、データが全くなかったものです。

第2表 集計対象労働者

( )は%

規模別 産業別	全規模 (総数)	I ~ IV (10~299人) 規模					V 規模 300人以上
		小計 10~299人	I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	58,389 (100.0)	33,470 (57.3)	3,450 (5.9)	4,553 (7.8)	7,270 (12.5)	18,197 (31.2)	24,919 (42.7)
建設業	4,187 (7.2)	3,012 (5.2)	721 (1.2)	884 (1.5)	508 (0.9)	899 (1.5)	1,175 (2.0)
製造業	21,141 (36.2)	8,525 (14.6)	656 (1.1)	768 (1.3)	2,054 (3.5)	5,047 (8.6)	12,616 (21.6)
卸売・小売業	10,824 (18.5)	6,290 (10.8)	633 (1.1)	1,006 (1.7)	1,339 (2.3)	3,312 (5.7)	4,534 (7.8)
金融・保険業	1,350 (2.3)	564 (1.0)	37 (0.1)	84 (0.1)	160 (0.3)	283 (0.5)	786 (1.3)
運輸・通信業	3,816 (6.5)	2,315 (4.0)	133 (0.2)	340 (0.6)	352 (0.6)	1,490 (2.6)	1,501 (2.6)
サービス業	17,071 (29.2)	12,764 (21.9)	1,270 (2.2)	1,471 (2.5)	2,857 (4.9)	7,166 (12.3)	4,307 (7.4)

短大・高専卒			大学卒				
管理職 事務職 販売職		技術職	管理職 事務職 販売職		技術職		
(円)	169,100	(円)	176,200	(円)	186,800	(円)	193,100
	172,300		183,000		191,300		201,300
	174,000		176,100		194,400		195,400
	175,000		175,500		192,900		196,100
	158,400		—		182,800		201,800
	169,600		181,900		192,000		199,800
	162,500		172,500		176,200		184,600

学歴・職種・男女別賃金

第4表 全産業・全規模

学歴別 男女別 年齢別	中学校卒		高校卒			
	男性	女性	管理職 事務販		生産職	
			男性	女性	男性	女性
(歳)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	200,700	156,200	197,300	177,400	198,300	175,000
30	212,500	161,600	222,500	186,000	223,400	187,100
35	241,200	220,900	248,600	209,200	248,500	207,000
40	268,000	218,800	288,100	217,300	270,900	213,400
45	245,500	222,600	331,100	232,300	300,700	257,700
50	331,000	217,600	357,900	241,100	315,700	238,500
55	278,000	220,900	366,400	247,300	295,400	209,900
60	236,000	185,400	311,700	225,800	258,400	215,100

第5表 全産業・I～IV規模（10人～299人）

25	200,700	156,200	198,000	175,100	198,200	171,600
30	212,600	161,600	222,500	181,700	224,300	183,000
35	248,600	220,900	244,800	205,300	249,700	205,400
40	270,000	218,800	279,500	205,200	269,700	208,300
45	241,700	266,800	322,100	221,900	299,900	217,000
50	326,600	224,300	346,400	235,800	314,100	228,600
55	277,400	220,900	369,600	231,800	290,000	202,900
60	253,700	185,400	296,500	205,900	257,200	207,600

第6表 全産業・V規模（300人以上）

25	—	—	194,500	182,100	198,800	182,400
30	211,500	—	222,600	195,100	220,800	199,400
35	218,900	—	261,400	220,600	245,000	211,400
40	249,300	—	313,900	245,800	276,000	226,100
45	290,500	200,400	361,000	261,300	303,200	393,100
50	357,700	204,200	390,100	260,400	320,900	265,900
55	280,000	—	357,500	297,200	312,600	243,500
60	200,700	—	348,200	285,500	261,100	239,300

※ 「—」は、データが全くなかったものです。

短 大 ・ 高 専 卒				大 学 卒			
管 事 販		理 務 売		職 職 職		技 術 職	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
195,900	182,000	197,300	200,100	210,600	193,400	215,500	212,800
235,500	195,900	225,800	203,100	240,200	219,200	251,700	226,200
254,100	217,700	253,800	226,800	279,800	234,600	277,200	250,700
290,600	230,400	300,300	248,500	327,200	258,300	320,700	288,900
316,300	250,500	319,900	264,100	360,700	301,500	348,000	318,900
340,800	255,400	343,600	276,900	391,600	328,100	372,500	373,700
363,800	264,600	349,900	296,400	425,600	327,100	424,000	377,400
351,000	226,800	329,300	266,600	359,500	312,200	351,800	351,600

198,800	181,300	198,800	195,900	208,500	189,000	213,300	210,400
235,000	193,300	226,100	202,400	232,000	207,700	248,700	223,300
247,900	214,100	254,700	220,600	272,900	224,800	269,600	242,200
285,900	221,800	303,400	245,100	316,700	252,400	315,500	282,300
309,000	243,700	311,800	252,000	338,600	294,900	332,200	290,700
319,600	246,700	339,000	261,400	376,500	322,700	359,600	373,700
353,100	244,700	344,200	266,300	409,200	291,600	401,100	312,900
360,300	208,900	361,200	268,500	360,800	267,100	346,300	340,100

192,400	183,200	193,400	213,000	215,500	204,200	220,300	216,500
233,600	201,900	225,300	207,400	255,000	232,100	258,100	230,800
265,500	223,400	250,400	246,900	293,900	251,600	296,200	265,900
303,300	254,100	286,000	260,100	346,500	267,400	335,700	302,000
330,400	262,200	335,700	286,900	404,300	311,700	381,900	357,600
388,100	278,900	359,600	332,700	431,000	342,800	391,800	373,700
378,300	297,800	362,900	356,600	457,600	366,600	460,000	429,000
341,700	247,800	265,500	262,000	355,900	342,200	363,800	366,900

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全産業	(事業所)	734 (100)	689 (93.9)	311 (42.4)	72 (9.8)
	(適用労働者)	58,303 (100)	55,983 (96.0)	33,447 (57.4)	4,149 (7.1)
建設業	(事業所)	91 (100)	88 (96.7)	15 (16.5)	7 (7.7)
	(適用労働者)	4,187 (100)	4,103 (98.0)	1,424 (34.0)	259 (6.2)
製造業	(事業所)	161 (100)	154 (95.7)	66 (41.0)	21 (13.0)
	(適用労働者)	21,141 (100)	20,415 (96.6)	13,885 (65.7)	932 (4.4)
繊維関係	(事業所)	18 (100)	17 (94.4)	7 (38.9)	2 (11.1)
	(適用労働者)	3,267 (100)	3,188 (97.6)	1,768 (54.1)	102 (3.1)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	70 (100)	67 (95.7)	31 (44.3)	11 (15.7)
	(適用労働者)	11,479 (100)	11,213 (97.7)	7,973 (69.5)	487 (4.2)
その他	(事業所)	73 (100)	70 (95.9)	28 (38.4)	8 (11.0)
	(適用労働者)	6,395 (100)	6,014 (94.0)	4,144 (64.8)	343 (5.4)
卸売・小売業	(事業所)	153 (100)	144 (94.1)	49 (32.0)	20 (13.1)
	(適用労働者)	10,769 (100)	10,578 (98.2)	5,157 (47.9)	899 (8.3)
金融・保険業	(事業所)	28 (100)	28 (100.0)	27 (96.4)	1 (3.6)
	(適用労働者)	1,350 (100)	1,350 (100.0)	1,335 (98.9)	15 (1.1)
運輸・通信業	(事業所)	50 (100)	49 (98.0)	28 (56.0)	6 (12.0)
	(適用労働者)	3,816 (100)	3,794 (99.4)	2,504 (65.6)	418 (11.0)
サービス業	(事業所)	251 (100)	226 (90.0)	126 (50.2)	17 (6.8)
	(適用労働者)	17,040 (100)	15,743 (92.4)	9,142 (53.7)	1,626 (9.5)

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

規模別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全規模	(事業所)	734 (100)	689 (93.9)	311 (42.4)	72 (9.8)
	(適用労働者)	58,303 (100)	55,983 (96.0)	33,447 (57.4)	4,149 (7.1)
I 10～29人	(事業所)	196 (100)	178 (90.8)	67 (34.2)	20 (10.2)
	(適用労働者)	3,428 (100)	3,153 (92.0)	1,189 (34.7)	392 (11.4)
II 30～49人	(事業所)	135 (100)	129 (95.6)	48 (35.6)	16 (11.9)
	(適用労働者)	4,489 (100)	4,283 (95.4)	1,542 (34.4)	555 (12.4)
III 50～99人	(事業所)	125 (100)	118 (94.4)	40 (32.0)	17 (13.6)
	(適用労働者)	7,270 (100)	6,883 (94.7)	2,259 (31.1)	1,013 (13.9)
IV 100～299人	(事業所)	165 (100)	154 (93.3)	84 (50.9)	16 (9.7)
	(適用労働者)	18,197 (100)	17,136 (94.2)	9,631 (52.9)	2,044 (11.2)
V 300人以上	(事業所)	113 (100)	110 (97.3)	72 (63.7)	3 (2.7)
	(適用労働者)	24,919 (100)	24,528 (98.4)	18,826 (75.5)	145 (0.6)

※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

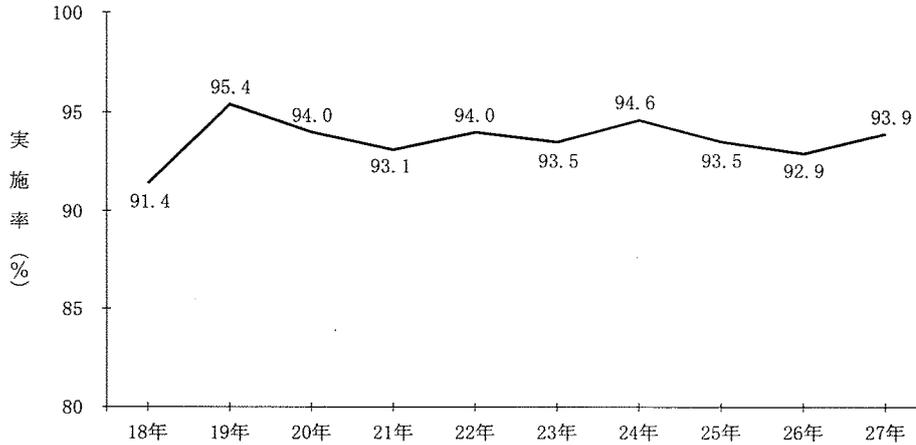
( )は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
78 ( 10.6)	72 ( 9.8)	2 ( 0.3)	154 ( 21.0)	10 ( 1.4)	14 ( 1.9)	21 ( 2.9)
3,789 ( 6.5)	2,441 ( 4.2)	101 ( 0.2)	12,056 ( 20.7)	470 ( 0.8)	701 ( 1.2)	1,149 ( 2.0)
22 ( 24.2)	24 ( 26.4)	— ( —)	20 ( 22.0)	— ( —)	— ( —)	3 ( 3.3)
967 ( 23.1)	627 ( 15.0)	— ( —)	826 ( 19.7)	— ( —)	— ( —)	84 ( 2.0)
14 ( 8.7)	11 ( 6.8)	1 ( 0.6)	41 ( 25.5)	— ( —)	1 ( 0.6)	6 ( 3.7)
834 ( 3.9)	303 ( 1.4)	12 ( 0.1)	4,449 ( 21.0)	— ( —)	19 ( 0.1)	707 ( 3.3)
3 ( 16.7)	2 ( 11.1)	— ( —)	3 ( 16.7)	— ( —)	— ( —)	1 ( 5.6)
263 ( 8.1)	79 ( 2.4)	— ( —)	976 ( 29.9)	— ( —)	— ( —)	79 ( 2.4)
2 ( 2.9)	3 ( 4.3)	— ( —)	20 ( 28.6)	— ( —)	— ( —)	3 ( 4.3)
198 ( 1.7)	125 ( 1.1)	— ( —)	2,430 ( 21.2)	— ( —)	— ( —)	266 ( 2.3)
9 ( 12.3)	6 ( 8.2)	1 ( 1.4)	18 ( 24.7)	— ( —)	1 ( 1.4)	2 ( 2.7)
373 ( 5.8)	99 ( 1.5)	12 ( 0.2)	1,043 ( 16.3)	— ( —)	19 ( 0.3)	362 ( 5.7)
19 ( 12.4)	16 ( 10.5)	— ( —)	40 ( 26.1)	3 ( 2.0)	4 ( 2.6)	2 ( 1.3)
659 ( 6.1)	572 ( 5.3)	— ( —)	3,291 ( 30.6)	61 ( 0.6)	96 ( 0.9)	34 ( 0.3)
— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( 0.0)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( 0.0)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
6 ( 12.0)	3 ( 6.0)	— ( —)	6 ( 12.0)	— ( —)	— ( —)	1 ( 2.0)
502 ( 13.2)	101 ( 2.6)	— ( —)	269 ( 7.0)	— ( —)	— ( —)	22 ( 0.6)
17 ( 6.8)	18 ( 7.2)	1 ( 0.4)	47 ( 18.7)	7 ( 2.8)	9 ( 3.6)	9 ( 3.6)
827 ( 4.9)	838 ( 4.9)	89 ( 0.5)	3,221 ( 18.9)	409 ( 2.4)	586 ( 3.4)	302 ( 1.8)

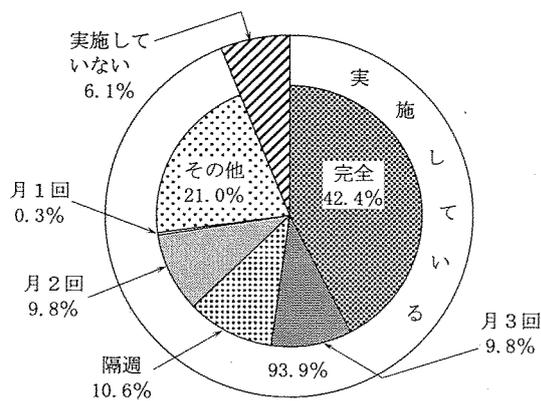
( )は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
78 ( 10.6)	72 ( 9.8)	2 ( 0.3)	154 ( 21.0)	10 ( 1.4)	14 ( 1.9)	21 ( 2.9)
3,789 ( 6.5)	2,441 ( 4.2)	101 ( 0.2)	12,056 ( 20.7)	470 ( 0.8)	701 ( 1.2)	1,149 ( 2.0)
29 ( 14.8)	33 ( 16.8)	1 ( 0.5)	28 ( 14.3)	5 ( 2.6)	7 ( 3.6)	6 ( 3.1)
494 ( 14.4)	544 ( 15.9)	12 ( 0.4)	522 ( 15.2)	86 ( 2.5)	87 ( 2.5)	102 ( 3.0)
20 ( 14.8)	17 ( 12.6)	— ( —)	28 ( 20.7)	2 ( 1.5)	1 ( 0.7)	3 ( 2.2)
630 ( 14.0)	617 ( 13.7)	— ( —)	939 ( 20.9)	61 ( 1.4)	44 ( 1.0)	101 ( 2.2)
13 ( 10.4)	11 ( 8.8)	1 ( 0.8)	36 ( 28.8)	2 ( 1.6)	2 ( 1.6)	3 ( 2.4)
705 ( 9.7)	527 ( 7.2)	89 ( 1.2)	2,290 ( 31.5)	144 ( 2.0)	109 ( 1.5)	134 ( 1.8)
12 ( 7.3)	8 ( 4.8)	— ( —)	34 ( 20.6)	1 ( 0.6)	4 ( 2.4)	6 ( 3.6)
1,601 ( 8.8)	472 ( 2.6)	— ( —)	3,388 ( 18.6)	179 ( 1.0)	461 ( 2.5)	421 ( 2.3)
4 ( 3.5)	3 ( 2.7)	— ( —)	28 ( 24.8)	— ( —)	— ( —)	3 ( 2.7)
359 ( 1.4)	281 ( 1.1)	— ( —)	4,917 ( 19.7)	— ( —)	— ( —)	391 ( 1.6)

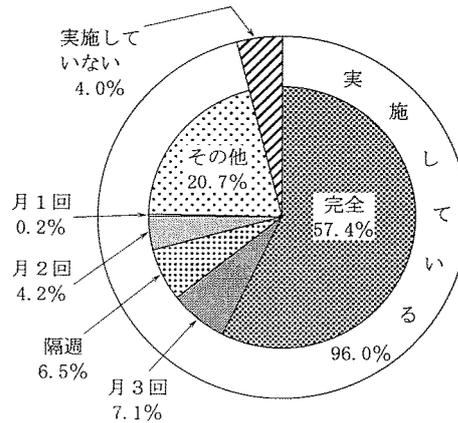
第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移（事業所）



第2図 週休2日制の実施状況（事業所）



第3図 週休2日制の実施状況（適用労働者）

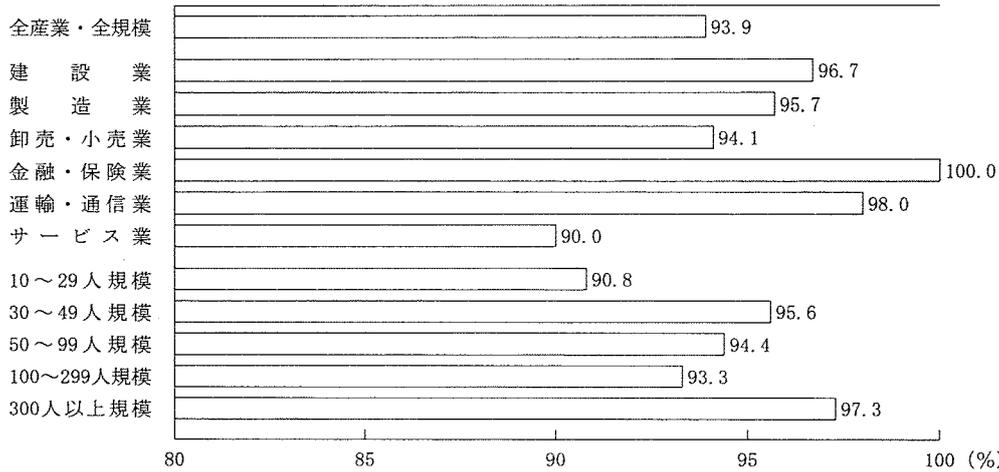


第9表 年間の休日日数

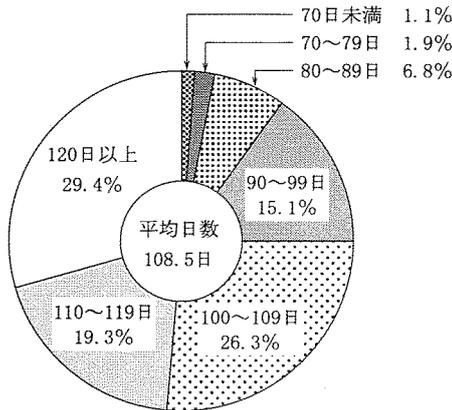
産業別	日数別	合計	平均日数	70日未満		70～79日	
				平均日数	割合 (%)	平均日数	割合 (%)
全産業	(事業所)	735 (100)	108.5	8 (1.1)	54.6	15 (2.0)	74.2
	(適用労働者)	58,322 (100)		355 (0.6)		820 (1.4)	
建設業	(事業所)	91 (100)	100.0	1 (1.1)	43.0	1 (1.1)	77.0
	(適用労働者)	4,187 (100)		51 (1.2)		27 (0.6)	
製造業	(事業所)	161 (100)	110.2	2 (1.2)	38.5	— (—)	—
	(適用労働者)	21,141 (100)		202 (1.0)		— (—)	
繊維関係	(事業所)	18 (100)	107.4	— (—)	0.0	— (—)	—
	(適用労働者)	3,267 (100)		— (—)		— (—)	
機械金属・電気電子関係	(事業所)	70 (100)	112.0	1 (1.4)	30.0	— (—)	—
	(適用労働者)	11,479 (100)		181 (1.6)		— (—)	
その他	(事業所)	73 (100)	109.3	1 (1.4)	47.0	— (—)	—
	(適用労働者)	6,395 (100)		21 (0.3)		— (—)	
卸売・小売業	(事業所)	155 (100)	107.3	1 (0.6)	68.0	— (—)	—
	(適用労働者)	10,824 (100)		10 (0.1)		— (—)	
金融・保険業	(事業所)	28 (100)	120.6	— (—)	—	— (—)	—
	(適用労働者)	1,350 (100)		—		—	
運輸・通信業	(事業所)	50 (100)	113.1	— (—)	—	— (—)	—
	(適用労働者)	3,816 (100)		— (—)		— (—)	
サービス業	(事業所)	250 (100)	109.1	4 (1.6)	62.3	14 (5.6)	74.0
	(適用労働者)	17,004 (100)		92 (0.5)		793 (4.7)	

※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

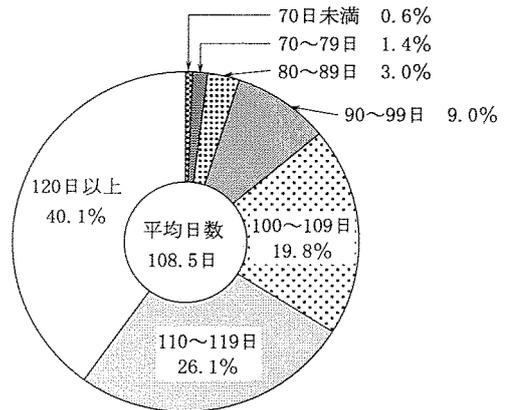
第4図 週休2日制の実施状況（事業所）



第5図 年間休日日数（事業所）



第6図 年間休日日数（適用労働者）



( ) は%

80～89日	平均日数	90～99日	平均日数	100～109日	平均日数	110～119日	平均日数	120日以上	平均日数
50 ( 6.8)	86.3	111 (15.1)	95.4	193 (26.3)	104.8	142 (19.3)	114.2	216 (29.4)	124.4
1,748 ( 3.0)		5,224 ( 9.0)		11,562 (19.8)		15,236 (26.1)		23,377 (40.1)	
21 (23.1)	87.2	23 (25.3)	95.8	29 (31.9)	105.1	10 (11.0)	115.1	6 ( 6.6)	124.2
578 (13.8)		682 (16.3)		1,409 (33.7)		1,149 (27.4)		291 ( 7.0)	
4 ( 2.5)	86.5	17 (10.6)	95.1	48 (29.8)	104.9	45 (28.0)	114.2	45 (28.0)	122.9
124 ( 0.6)		586 ( 2.8)		2,600 (12.3)		6,261 (29.6)		11,368 (53.8)	
1 ( 5.6)	89.0	6 (33.3)	94.5	2 (11.1)	104.5	4 (22.2)	114.0	5 (27.8)	122.4
34 ( 1.0)		358 (11.0)		165 ( 5.1)		1,208 (37.0)		1,502 (46.0)	
— ( —)	—	4 ( 5.7)	93.5	18 (25.7)	105.3	28 (40.0)	114.4	19 (27.1)	122.9
— ( —)		91 ( 0.8)		1,064 ( 9.3)		3,286 (28.6)		6,857 (59.7)	
3 ( 4.1)	85.7	7 ( 9.6)	96.6	28 (38.4)	104.8	13 (17.8)	114.2	21 (28.8)	123.0
90 ( 1.4)		137 ( 2.1)		1,371 (21.4)		1,767 (27.6)		3,009 (47.1)	
6 ( 3.9)	86.7	32 (20.6)	95.4	53 (34.2)	104.8	32 (20.6)	112.7	31 (20.0)	123.5
274 ( 2.5)		1,143 (10.6)		3,926 (36.3)		2,819 (26.0)		2,652 (24.5)	
— ( —)	—	2 ( 7.1)	96.0	1 ( 3.6)	105.0	6 (21.4)	118.8	19 (67.9)	124.6
— ( —)		36 ( 2.7)		18 ( 1.3)		330 (24.4)		966 (71.6)	
3 ( 6.0)	85.7	11 (22.0)	94.5	6 (12.0)	106.2	8 (16.0)	117.1	22 (44.0)	126.5
152 ( 4.0)		737 (19.3)		504 (13.2)		439 (11.5)		1,984 (52.0)	
16 ( 6.4)	85.1	26 (10.4)	95.7	56 (22.4)	104.4	41 (16.4)	113.8	93 (37.2)	125.0
620 ( 3.6)		2,040 (12.0)		3,105 (18.3)		4,238 (24.9)		6,116 (36.0)	

第10表 休日・休暇について（事業所平均）

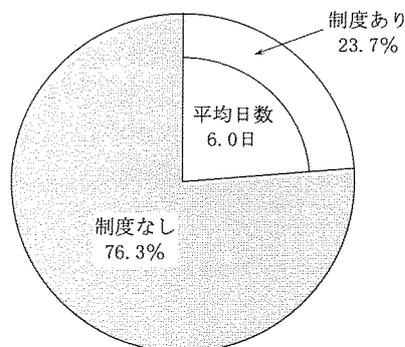
（単位：日）

産 業 別	総休日 日 数	週休日	週休日 以 外					
				年末年始	祝 日	夏季休暇	メーデー	そ の 他
全 産 業	108.5	86.0	22.5	5.9	10.8	3.4	0.0	2.4
建 設 業	100.0	74.9	25.1	7.2	11.9	4.1	0.0	1.9
製 造 業	110.2	83.9	26.3	7.6	10.6	4.6	0.1	3.4
卸売・小売業	107.3	84.3	23.0	5.2	10.3	3.1	0.0	4.4
金融・保険業	120.6	98.2	22.4	4.9	13.6	2.6	0.0	1.3
運輸・通信業	113.1	90.7	22.4	5.3	12.5	2.8	0.1	1.7
サ ー ビ ス 業	109.2	90.1	19.1	5.0	10.1	2.8	0.0	1.2

第11表 年休・所定内労働時間（事業所平均）

産 業 別	年休の一人 平均付与日数 (日)	年休の一人 平均消化日数 (日)	年休の一人 平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	17.1	6.3	37.0	7	46	39	25
建 設 業	17.8	6.1	34.6	7	44	39	6
製 造 業	17.6	7.5	42.5	7	49	39	34
卸売・小売業	17.0	5.0	29.3	7	48	39	35
金融・保険業	19.6	6.3	32.0	7	34	38	15
運輸・通信業	17.4	7.0	40.0	7	44	39	18
サ ー ビ ス 業	16.2	6.3	38.9	7	46	39	31

第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第12表 育児休業制度の就業規則等への規定状況

項 目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	660 ( 89.6%)	385 ( 83.7%)	275 ( 99.3%)
就業規則等への定めなし	77 ( 10.4%)	75 ( 16.3%)	2 ( 0.7%)
合 計	737 (100.0%)	460 (100.0%)	277 (100.0%)

第13表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成26年度に育児休業を取得した労働者数

	対 象 者 数	取 得 者 数
男 性	1,055人	12人 ( 1.1%)
女 性	604人	558人 ( 92.4%)
合 計	1,659人	570人 ( 34.4%)

第14表 育児のための所定外労働の免除制度について

項 目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	563 ( 76.4%)	303 ( 65.9%)	260 ( 93.9%)
子が3歳に達するまで	313 ( 42.5%)	162 ( 35.2%)	151 ( 54.5%)
小学校に入学するまで	224 ( 30.4%)	129 ( 28.0%)	95 ( 34.3%)
小学校に入学した後も利用可能	26 ( 3.5%)	12 ( 2.6%)	14 ( 5.1%)
就業規則等への定めなし	174 ( 23.6%)	157 ( 34.1%)	17 ( 6.1%)
合 計	737 (100.0%)	460 (100.0%)	277 (100.0%)

第15表 育児のための短時間勤務制度について

項 目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	580 ( 78.7%)	315 ( 68.5%)	265 ( 95.7%)
子が3歳に達するまで	372 ( 50.5%)	196 ( 42.6%)	176 ( 63.5%)
小学校に入学するまで	151 ( 20.5%)	95 ( 20.7%)	56 ( 20.2%)
小学校に入学した後も利用可能	44 ( 6.0%)	12 ( 2.6%)	32 ( 11.6%)
そ の 他	13 ( 1.8%)	12 ( 2.6%)	1 ( 0.4%)
就業規則等への定めなし	157 ( 21.3%)	145 ( 31.5%)	12 ( 4.3%)
合 計	737 (100.0%)	460 (100.0%)	277 (100.0%)

第16表 子の看護休暇制度について

項 目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	542 ( 73.8%)	288 ( 62.6%)	254 ( 92.7%)
小学校に入学するまで	496 ( 67.6%)	263 ( 57.2%)	233 ( 85.0%)
小学校に入学した後も利用可能	46 ( 6.3%)	25 ( 5.4%)	21 ( 7.7%)
就業規則等への定めなし	192 ( 26.2%)	172 ( 37.4%)	20 ( 7.3%)
合 計	734 (100.0%)	460 (100.0%)	274 (100.0%)

※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第17表 子の看護休暇の取得状況

	取得者数			
		5日未満	5～10日	11日以上
男 性	60人	48人	9人	3人
女 性	312人	238人	61人	13人
合 計	372人	286人	70人	16人

第18表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項 目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	628 ( 85.4%)	358 ( 78.2%)	270 ( 97.5%)
就業規則等への定めなし	107 ( 14.6%)	100 ( 21.8%)	7 ( 2.5%)
合 計	735 (100.0%)	458 (100.0%)	277 (100.0%)

第19表 介護休業の取得状況

集計対象事業所で平成26年度に介護休業を取得した労働者数

男 性	5 人
女 性	23 人
合 計	28 人

第20表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置（複数回答）

( ) 内は%

項 目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	520 ( 70.6)
1日の所定労働時間を短縮する制度	456 ( 61.9)
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	49 ( 6.6)
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）	26 ( 3.5)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	35 ( 4.7)
フレックスタイム制	35 ( 4.7)
始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	158 ( 21.4)
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	3 ( 0.4)
制度なし	217 ( 29.4)
合 計	737

第21表 介護休暇制度について

項 目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	561 ( 76.4%)	304 ( 66.4%)	257 ( 93.1%)
就業規則等への定めなし	173 ( 23.6%)	154 ( 33.6%)	19 ( 6.9%)
合 計	734 (100.0%)	458 (100.0%)	276 (100.0%)

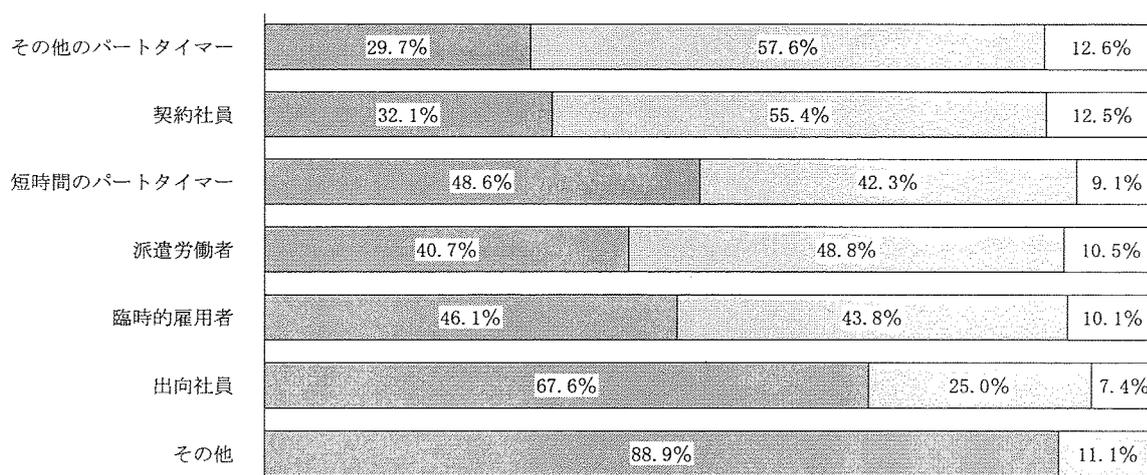
※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第22表 高齢者の雇用形態（複数回答）

（ ）内は%

項 目		事業所数
高齢者を雇用している事業所		514 ( 70.5)
雇 用 形 態	正社員	156 ( 21.4)
	契約社員	165 ( 22.6)
	パートタイマー	277 ( 38.0)
	その他	50 ( 6.9)
高齢者を雇用していない		215 ( 29.5)
合 計		729

第8図 非正社員の正社員化（事業所数）



■ 正社員化を考えていない    ▨ 個人の能力を見極めて正社員化したい    □ 積極的に正社員化を進めていきたい

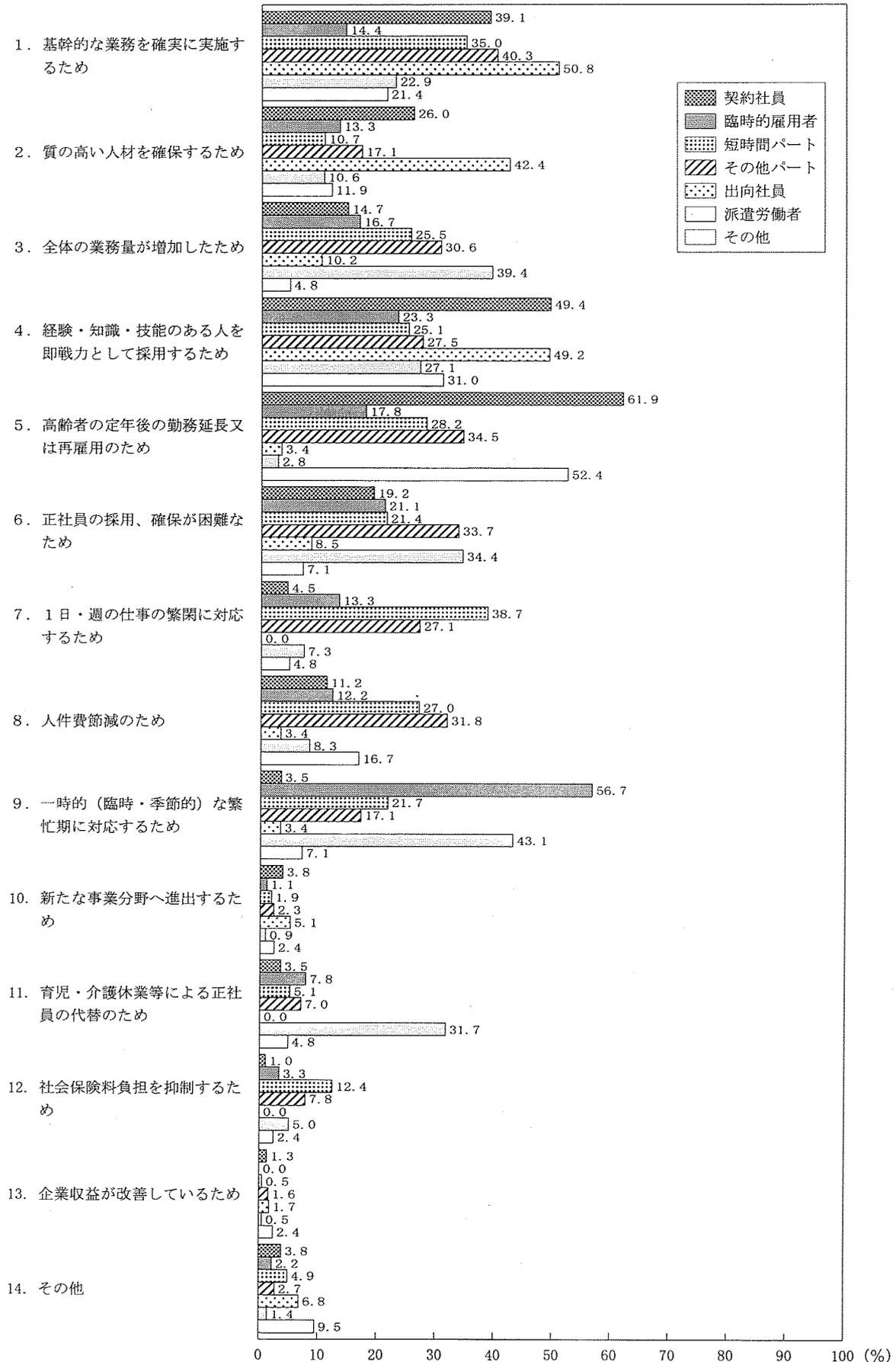
第23表 非正社員の正社員化の実績

（ ）内は%

区 分	正社員 登用実績 事業所数	正社員化した非正社員の数(人)							
		契約社員	臨時的 雇用者	パートタイマー		出向社員	派 遣 労働者		
				短時間	その他				
全 産 業	155	448	239 (53.3)	18 ( 4.0)	116 (25.9)	24 (5.4)	92 (20.5)	3 ( 0.7)	72 (16.1)
建 設 業	6	17	15 (88.2)	— ( —)	1 ( 5.9)	1 (5.9)	— ( —)	— ( —)	1 ( 5.9)
製 造 業	35	126	45 (35.7)	8 ( 6.3)	24 (19.0)	3 (2.4)	21 (16.7)	2 ( 1.6)	47 (37.3)
卸売・小売業	30	64	24 (37.5)	2 ( 3.1)	30 (46.9)	3 (4.7)	27 (42.2)	— ( —)	8 (12.5)
金融・保険業	5	21	19 (90.5)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	2 ( 9.5)
運輸・通信業	10	10	4 (40.0)	6 (60.0)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
サービス業	69	210	132 (62.9)	2 (1.0)	61 (29.0)	17 (8.1)	44 (21.0)	1 ( 0.5)	14 ( 6.7)

※ 割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第9図 非正社員を活用している理由（複数回答）



調 査 票

# 賃金等労働条件実態調査票

※は黒で記入

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
企業 分類	企業 規模	企業 番号	業種 番号	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

(平成27年7月31日現在)

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業所の主な生産品名  
又は事業の内容

4 企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用されている常用労働者の総数  
企業内の常用従業員数 (うち女性 10~29人 30~49人 50~99人 100~299人 300人以上)

5 事業所の全常用従業員数  
(支店・営業所等の兼事業所) だけの常用労働者数 (うち女性 人)

記入担当者 所属課・氏名

TEL ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

内線 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

石川県商工労働部労働企画課

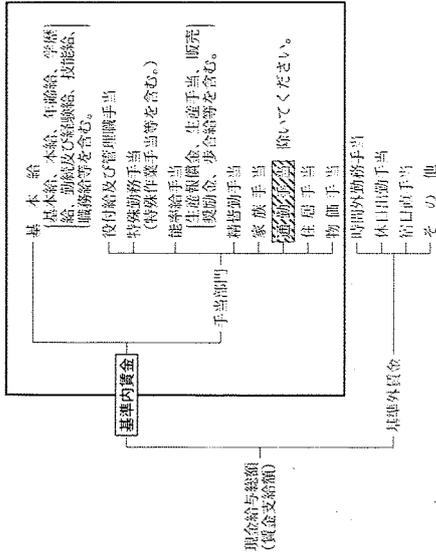
《問い合わせ先》

石川県職業能力開発プラザ

TEL (076) 261-1400

FAX (076) 261-1402

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標とするものです。  
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもしらしたりすることはありませから、ありのままを記入してください。なお※は記入しないでください。  
返送は9月30日までをお願いします。



## 1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別賃金について

(注) 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。

(単位 100円)

学歴別 満年齢	中学校		高等学校		短大		大学		大学院		学術					
	男性	女性														
15	15.16	17.18	19.20	21.22												
18	23.24	25.26	27.28	29.30	31.32	33.34	35.36	37.38	39.40	41.42	43.44	45.46	47.48	49.50	51.52	53.54
20																
22																
25																
30																
35																
40																
45																
50																
55																
60																

(注) 初任給の欄は、本年度採用がなくても新規採用したとすればはいくらかを男性の欄に記入してください。

賃金の欄は、左端の満年齢に当たる実在者の方の賃金を記入してください。(役員は除く)

該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。

## 2 所定内労働時間について

1日1回の所定内労働時間		1週の所定内労働時間	
時間	分	時間	分

(注) 所定内労働時間とは、就業時刻から就業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

## 3 休日・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するものの番号に○印をつけてください。)

完全	週休2日制		週休1日半	週休1日	週休0日	実質的に完全週休2日制より休日数が多いもの (月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)
	月3回	月2回				
1	2	3	4	5	6	9

(注) 時給や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。  
 (特) 1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について (取り越し日数は含みません)

- ① 1年の年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。
- ② 1年の年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。
- ③ 年次有給休暇の計画付与をしていますが、  
(該当する番号に○印をつけてください)  
 計画付与をしていない場合は年間何日ですか。

1	している	<input type="text"/>
2	していない	<input type="text"/>

(3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間ごとの年間ごとのような休日・休暇がありましたが、下記の表に記入してください。 (注) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

① 年末年始 (1月1日を含む)	<input type="text"/>	・ 1月1日、週休日を含む。
② 国民の祝日 (1月1日を除く)	<input type="text"/>	・ 1月1日を除き14日あります。
③ 夏季休暇	<input type="text"/>	・ 週休日を含む。
④ メーデー	<input type="text"/>	・ 週休日 (土・日など) から①～③の休日が重なった日数を除いて記入してください。 <small>(参考) 1日曜日 50日          完全週休2日 102日          隔週休2日 約76日</small>
⑤ その他 (創立記念日、ゴールデンウィーク等)	<input type="text"/>	
⑥ 週休1日 (週のうち定まった休業日の年間総数)	<input type="text"/>	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	<input type="text"/>	・ 年間休日数になります。

## 4 育児休業制度等について

(1) 育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(注) 育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

イ 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで の出産者数 (配偶者が出産した男性を含む)	女性 ①	男性 ②	人
ロ イのうち平成27年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性 ③	男性 ④	人

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
子が小学校に入学するまで	子が小学校入学した後も利用可能
1	2
	3

(注) 子の看護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている病氣・けがをした1日の看護、予備接種・健康診断等のために取得できる休暇制度をいいます。

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間)

5日未満	5～10日	11日以上	計
女性	人	人	人
男性	人	人	人

(5) 育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで 利用可能
1	2
	3
	4

(6) 育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで 利用可能	その他	制度はない
1	2	3	4
		5	

### 5 介護休業制度等について

(1) 介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	1	定めなし	2
------	---	------	---

印) 介護休業制度とは、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間)

男性	人	女性	人
----	---	----	---

注) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	1	定めなし	2
------	---	------	---

注) 介護休暇制度とは、労働基準法上の規定(労働者とは別に、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護や世話を理由とする有給休暇)をいいます。介護休業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	1	制度はない	2
-------	---	-------	---

(設けていない制度すべての番号に○印をつけてください。)

1	1日以上の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定曜日勤務等)
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

### 6 高齢者の雇用について

貴事業所では65歳以上の高齢者を雇用していますか。

雇用している	1	雇用していない	2
--------	---	---------	---

(雇用形態に該当するすべての番号に○印をつけてください。)

1	正社員
2	契約社員
3	パートタイマー
4	その他

印) 各雇用形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

### 7 非正社員の雇用管理について

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

(1) 非正社員を活用されている理由についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい。(複数回答可)。

活用理由	就業形態	契約社員	臨時雇用者	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 基幹的な業務を確実に実施するため							
2 質の高い人材を確保するため							
3 全体の業務量が増加したため							
4 経験・知識・技能のある人を即戦力として採用するため							
5 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため							
6 正社員の採用、確保が困難なため							
7 1日・週の中の仕事の繁閑に対応するため							
8 人件費削減のため							
9 一時的(臨時・季節的)な繁忙期に対応するため							
10 新たな事業分野へ進出するため							
11 育児・介護休業等による正社員の代替のため							
12 社会保険料負担を抑制するため							
13 企業収益が改善しているため							
14 その他							

(2) 非正社員の正規社員化についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい。(複数回答可)。

内容	就業形態	契約社員	臨時雇用者	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 積極的に正社員化を進めていきたい							
2 個人の能力を見極めて正社員化したい							
3 考えていない							

(3) 非正社員を正社員として登用する制度はありますか。または、制度はない場合でも、非正社員を正社員として登用した事例はありますか。  
(該当する番号に○印をつけてください。)

制度がある	制 度			
	制度はないが登用事例はある	今後、導入検討	は	な
1	2	3	4	

(4) (3)で「制度がある」、「制度はないが登用事例はある」と回答したうち、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時雇用者	パートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人	人

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。  
(返信郵便料金は当方で負担いたします。)